

○吉野町心身障害者医療費助成条例施行規則

昭和48年 9 月22日

規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、吉野町心身障害者医療費助成条例（昭和48年 9 月吉野町条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(社会保険各法)

第1条の2 条例第2条第1項に規定する規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）は次の各号に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (5) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

(証明書の交付申請)

第2条 条例第4条第1項の規定による証明書の交付を受けようとする者は、心身障害者医療費受給資格証交付申請書（第1号様式。以下「受給資格証交付申請書」という。）に条例第2条第1項第3号及び第4号に該当することを明らかにすることができる書類及び心身障害者に係る国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づく被保険者証若しくは被保険者資格証明書又は社会保険各法に基づく被保険者証、組合員証、若しくは加入者証及び身体障害者にあつては身体障害者手帳を、知的障害者にあつては療育手帳を添えて町長に申請しなければならない。

(証明書の交付)

第3条 受給資格証交付申請書を受理した町長は、申請者が条例第2条に定める要件に該当すると認めるときは、条例第4条第1項の規定により心身障害

者医療費受給資格証（第3号様式又は第3号様式の2。以下「受給資格証」という。）を交付するものとし、当該要件に該当しないと認めるときは、その理由を附し心身障害者医療費受給資格証交付申請却下通知書（第2号様式）を交付するものとする。

2 町長は、前条に規定する受給資格証交付申請書の提出がない場合においても、条例第2条に規定する医療費の助成を受けることができる者であることを確認したときは、前項の規定に準じて受給資格証を交付することができるものとする。

3 町長はこの規則の規定により申請書に添えなければならない書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

4 受給資格証の交付を受けた者（以下「対象者」という。）は、受給資格証の有効期間が満了した場合には当該受給資格証を直ちに町長に返還しなければならない。

（町長が定める助成金控除額）

第4条 条例第3条第1項第4号に規定する額は、病院若しくは診療所等（保険薬局を除く。）の診療報酬明細書（訪問看護療養費明細書を含む。）又は医療保険各法に定める療養費支給申請書ごとに次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 外来療養である場合 500円

(2) 入院療養である場合 1,000円

2 ただし、前項第2号について、14日未満の入院療養である場合は、500円とする。

3 前2項の規定にかかわらず、1歳以上で18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者は、控除しない。

（支給方法）

第4条の2 条例第3条の2第1項の規定により助成金の支給を受けようとする

る者は、心身障害者医療費助成金交付請求書（第４号様式）又は心身障害者医療費助成金支給申請書（第４号様式の２）を町長に提出しなければならない。

（受給資格証の更新申請等）

第５条 対象者は、毎年７月１日から同月末日までの間に、心身障害者医療費受給資格証更新申請書（第１号様式）に条例第２条第１項第３号及び第４号に該当することを明らかにすることができる書類及び心身障害者に係る国民健康保険法に基づく被保険者証若しくは被保険者資格証明書又は社会保険各法に基づく被保険者証、組合員証若しくは加入者証を添え、これを町長に提出して受給資格証の更新を申請することができる。

２ 第３条の規定は、前項の規定による受給資格証の更新申請があった場合について準用する。

（受給資格証の再交付）

第６条 対象者は、受給資格証を破損し、又は失ったときは、受給資格証再交付申請書（第５号様式）により町長に再交付を申請することができる。

２ 受給資格証を破損した場合の前項の申請書には、その受給資格証を添えなければならない。

３ 対象者は、受給資格証の再交付を受けた後、失った受給資格証を発見したときは、直ちにこれを町長に返還しなければならない。

（届出）

第７条 条例第５条に規定する規則で定める事由は、次の各号に掲げるものとし、それぞれ当該各号に掲げる書類に受給資格証を添えて町長に届け出なければならない。

- (1) 対象者が住所又は氏名を変更したとき、住所、氏名変更届（第６号様式）
- (2) 対象者の医療に関する給付を行う保険者又は共済組合に変更を生じたとき、加入医療保険変更届（第７号様式）

(3) 条例第2条第1項第3号又は第4号に規定する者に該当しなくなったとき、所得状況変更届（第8号様式）

(4) 対象者が死亡したとき、死亡届（第9号様式）

2 対象者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡の届出義務者は、死亡届を町長に提出しなければならない。

（受給資格登録等の停止）

第7条の2 町長は条例第7条の2に該当する者であることを確認したときは、受給資格登録停止通知書（第10号様式）を交付することができる。

2 町長は前項により通知を受けた者が同条に該当しなくなったことを確認したときは、受給資格登録停止解除通知書（第10号様式の2）を交付しなければならない。

（受給者台帳の整備）

第8条 町長は、対象者について心身障害者医療費受給者台帳（第11号様式）を作成し、常に記載内容について整理しておかなければならない。

（その他）

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

1 この規則は、昭和48年10月1日から施行する。

2 吉野町身体障害者（児）医療費助成条例施行規則（昭和48年3月吉野町規則第4号）は廃止する。

附 則（昭和57年規則第8号）

1 この規則は、昭和58年2月1日から施行する。

2 この規則による改正前の第1号様式、第5号様式及び第10号様式による用紙は当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（昭和59年規則第2号）

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年規則第10号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に作成されている心身障害者医療費受給者台帳は、この規則による改正後の吉野町心身障害者医療費助成条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第8条の規定により作成された心身障害者医療費受給者台帳とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の吉野町心身障害者医療費助成条例施行規則の規定に基づき作成されている申請書等の用紙で残部のあるものについては、改正後の規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

附 則（昭和61年規則第17号）

- 1 この規則は、昭和62年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の吉野町心身障害者医療費助成条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づき交付されている心身障害者医療費受給資格証は、当該心身障害者医療費受給資格証の有効期間が満了するまでの間は、この規則による改正後の吉野町心身障害者医療費助成条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定により交付された心身障害者医療費受給資格証とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定に基づき作成されている心身障害者医療費受給資格証の用紙で残部のあるものについては、改正後の規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成6年規則第15号）

- 1 この規則は、平成6年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の吉野町心身障害者医療費助成条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により交付されている心身障害者医療証及び心身障害者医療費受給資格証は、当該心身障害者医療証及び心身障害者医療費受給資格証の有効期間が満了するまでの間は、それぞれこの規則による改正後の吉野町心身障害者医療費助成条例施行

規則の規定により交付された心身障害者医療証及び心身障害者医療費受給資格証とみなす。

- 3 この規則の施行の際、現に改正前の規則の規定により作成されている心身障害者医療証及び心身障害者医療費受給資格証の用紙で残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成9年規則第17号）

この規則は、平成9年9月1日から施行する。

附 則（平成11年規則第5号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第11号）

- 1 この規則は、平成17年8月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の規則の規定により作成されている申請書等の用紙については、改正後の規則の規定にかかわらず、必要な修正を加え使用できるものとする。

附 則（平成20年規則第2号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年規則第18号）

この規則は、平成23年8月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第4号）

この規則は、平成26年6月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第4号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際改正前の吉野町心身障害者医療費助成条例施行規則の規定により作成されている申請書等の用紙で現に残存するものは、改正後の吉野町心身障害者医療費助成条例施行規則の規定にかかわらず、必要な調整

をして使用することができる。

附 則（平成28年規則第21号）

この規則は、平成28年8月1日から施行する。

附 則（平成30年規則第2号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の第1号様式及び第4号様式の2、第8号様式の規定は、平成31年8月1日以後の吉野町心身障害者医療費助成条例施行規則の規定による心身障害者医療費受給資格証交付申請について適用し、同年7月31日以前の心身障害者医療費受給資格証交付申請については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際改正前の吉野町心身障害者医療費助成条例施行規則の規定により作成されている申請書等で現に残存するものは、改正後の吉野町心身障害者医療費助成条例施行規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和元年規則第15号）

（施行期日）

1 この規則は、令和元年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の吉野町心身障害者医療費助成条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（令和4年規則第2号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。